

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	浄水管理センター浄水施設課 浄水整備推進室
委 託 業 務 名	真野浄水場整備等における官民連携手法導入検討業務
委 託 業 務 場 所	大津市柳が崎ほか
概 要	本業務は、先般の事業者選定中止を教訓に再始動に向けて検討した官民連携手法により、真野浄水場等の更新改良及び水道施設の運転維持管理事業を開始するため、財務、法務、技術等の専門的な知見から、実施に向けた方針づくり、必要書類の作成や事業者選定などの業務支援を受けることを目的に実施するものである。
契 約 期 間	令和6年5月13日から令和8年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和6年5月13日
契 約 金 額	金53,607,400円
契約の相手方	〔所在地〕 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 〔名 称〕 EY・TEC 共同企業グループ 代表企業 EY ストラテジー・アンド・コンサルティング(株)
契約相手方の選 定 理 由	官民連携手法導入検討業務の実施にあたっては、その過程において、同種業務の経験、専門性、技術力、企画力、創造力が必要となることから、公募型プロポーザル方式による選定とした。 当該業務について公募を実施し、真野浄水場整備等における官民連携手法導入検討業務プロポーザル審査委員会にて企画提案書の審査を行った結果、上記事業者が契約候補者となる事業者として選定された。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。